

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助(医療費)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市教育委員会は、就学援助(医療費)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小郡市教育委員会

## 公表日

令和3年7月30日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助(医療費)に関する事務
②事務の概要	本市が設置する小学校、中学校の児童又は生徒が、学校保健安全法施行令第8条で定める疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している者に対して、その疾病的治療のための医療に要する費用について必要な援助を行う。
③システムの名称	中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一27の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の法令上の根拠> ・番号法第19条第8号別表第二26、87の項  <情報照会の法令上の根拠> ・番号法第19条第8号別表第二38の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部教育総務課
②所属長の役職名	教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育部教育総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
[ ○ ] 委託しない					
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
[ ] 提供・移転しない					
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)					
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
<選択肢>					
8. 監査					
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I－5.－②所属長	課長 山下 博文	教務課長 高田 博治	事後	
平成30年4月1日	I－5.－②所属長	教務課長 高田 博治	教務課長 神代 美紀	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更		新様式追加項目への記載	事後	
令和2年4月1日	I－7.－請求先	経営政策部総務課 住所 福岡県小郡市小郡 255番地1 電話0942-72-2111	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市 小郡255番地1 電話0942-72-2111	事後	
令和3年4月1日	I－5.－①部署	教育部教務課	教育部教育総務課	事後	
令和3年4月1日	I－5.－②所属長の役職名	教務課長 神代 美紀	教育総務課長	事後	
令和3年4月1日	II－1、時点	平成27年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II－2、時点	平成27年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月1日	I－4.－②法令上の根拠	<情報提供の法令上の根拠> ・番号法第19条第7号別表第二26、87の項  <情報照会の法令上の根拠> ・番号法第19条第7号別表第二38の項	<情報提供の法令上の根拠> ・番号法第19条第8号別表第二26、87の項  <情報照会の法令上の根拠> ・番号法第19条第8号別表第二38の項	事前	令和3年9月1日施行の番号利 用法改正に伴う修正